

# 令和3年度西宮市地域子育て支援拠点事業（公募型子育てひろば）実施団体 募集要項

## 1 趣旨

西宮市地域子育て支援拠点事業（以下、「子育てひろば」という）は、児童福祉法第6条の3第6項に定める地域子育て支援拠点事業として、就学前児童（主に0～3歳未満）とその保護者（以下、「子育て親子」という）が交流できる場の提供や、子育てに関する情報を収集・提供等により、地域の中の子育て支援の拠点となる事業です。現在、西宮市子ども・子育て支援事業計画において、市内に22か所の設置を計画しており、子育て総合センターや大学、児童館・児童センター、保育所の20か所で実施しています。

この要項は、子育てひろばの事業目的を理解し、地域の関係機関や行政機関と連携・協力を図りながら、子育て親子の支援に真摯に取り組むことができる運営団体を選定するために必要な事項を定めるものです。

## 2 募集地域及び箇所数

子育てひろばの実施にあたって、以下の地域で1か所募集します。

■瓦木周辺地域：阪急今津線以東、阪急神戸線以南、JR神戸線以北

## 3 事業内容

子育てひろばは、次に掲げる事業を行うものとします。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講座等の実施（月1回以上）

### ● 事業実施期間

少なくとも令和7年3月末まで事業を実施することを条件として実施団体を選定します。また、その後も引き続き同団体を実施団体として指定することにより、より高い事業効果が期待でき、事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上すると見込まれる場合は、再度同団体を指定できるものとします。

### ● 事業開始時期

選定された団体は、遅くとも令和4年3月末までに事業を開始するものとします。

## 4 実施要件

子育てひろばは次の要件を満たすものとします。

(1) 実施場所について

子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。複数の場所や日替わりで実施するものでなく、拠点となる場所を定めて実施すること。また、ベビーカー置き場や駐輪場を確保すること。

(2) 実施施設について

- 子育て親子が集うために適した室内で概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを確保すること（※）。但し、事業の実施者の判断により、安全上利用できる人数の上限を、10組を超える範囲で設けても構わないものとする。

※新型コロナウイルスの感染対策を目的として、10組より少ない人数に制限する場合はこの限りではありません。

- 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具、幼児用トイレ、オムツ交換スペースなど、乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

(3) 開設日および開設時間

事業の実施に関しては、原則として週3日以上かつ1日5時間以上開設すること。

(4) 職員配置

事業の実施時間中は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育て知識と経験を有する専任の者（保育士資格等を有する者が望ましい。）を2名以上（非常勤でも可）配置すること。

(5) その他

運営団体は、西宮市地域子育て支援拠点事業連絡協議会が実施する事業の質の向上及び量的拡充に寄与する取り組みに参画すること。

## 5 補助金額等

(1) 運営補助

事業の運営にかかる費用（報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、利用者及び従事者の保険料、使用料及び賃借料、備品購入費など市長が認めた経費から、寄付金その他収入額を控除した額）を下表の補助基準額を上限として補助します。

●補助基準額

1週当りの開設日数	職員の配置	1施設あたりの補助基準額（年額）（※）
3～4日間	職員を合計2名配置する場合	4,194,000円
	職員を合計3名以上配置する場合	5,694,000円
5日間以上	非常勤職員のみを配置する場合	5,144,000円
	常勤職員を配置する場合	8,398,000円

※補助基準額については、内閣府の子ども・子育て支援交付金の基準額に準拠し、毎年改定します。

## (2) 開設準備補助

事業開始にあたり、準備に要する経費に対して4,000,000円を上限として助成します。1施設1回限りで、令和3年度中に支払われたものに限りです。

## 6 事業の利用料

子育てひろばの利用料は原則無料とします。

ただし、講習会の材料費等利用者負担が適当と認められる必要最低限の実費については、徴収できるものとします。

## 7 応募資格

(1) 応募できる団体（以下、応募団体という）は、主に西宮市内で活動する次のいずれかに該当する団体であるものとします。

ア 保育所の運営又は子育て支援活動の実績を有する社会福祉法人

イ 幼稚園又は認定こども園を運営する学校法人

ウ 医療施設を運営する医療法人等

エ 子育て支援活動の活動実績を有する特定非営利活動（NPO）法人

オ その他、子育て支援に関する活動を2年以上行っている団体等

(2) 応募団体は、次のすべての要件を満たすものとします。

ア 地域の市民活動に理解があり、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれからの利益となる活動を行う団体でないこと。

ウ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

エ 特定の公職者（候補者含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

オ その他法令等に違反する団体でないこと。

## 8 提出書類等

(1) 提出書類

- ・ 西宮市地域子育て支援拠点事業実施団体指定申請書・・・・・・・・・・（様式第1号）
- ・ 西宮市地域子育て支援拠点事業実施団体指定申請にかかる誓約書・・・・（様式ア）
- ・ 団体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式イ）
- ・ 団体役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式ウ）
- ・ 西宮市地域子育て支援拠点事業 事業計画書・・・・・・・・・・・・（様式エ）
- ・ 団体の履歴事項全部証明書及び定款等（任意団体においては規約等）
- ・ 実施予定場所の位置図・施設平面図及び写真（外観及び室内）

※写真については提出できる場合のみ

- ・ 賃貸借（仮）契約書等の写し（借家等で実施する場合のみ）
- ・ 地域子育て支援拠点事業にかかる収支予算書 ※令和3～6年度事業分

※ 審査にあたり、追加書類の提出を求めることがあります。

※ 様式第1号、様式ア～エについては、下記宛に電子データも提出してください。

提出先電子メールアドレス：vo\_kosodate@nishi.or.jp

(2) 提出部数：正1部、副4部（副は複写可）の計5部提出してください。

※ 提出書類等に記載された個人情報については、地域子育て支援拠点事業実施団体選定の目的以外には使用しません。

## 9 応募の手続き

書類の配布、受付等は、土曜日・日曜日・祝休日は行いません。

(1) 募集要項等の配布

- ・ 配布期間 令和3年11月10日（水）～12月3日（金）  
午前9時～午後5時30分
- ・ 配布場所 西宮市立子育て総合センター  
西宮市津田町3-40（電話 0798-39-1521）

※募集要項等は市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 質問の受付

質問がある場合は、質問票（様式A）に必要事項を記載し、令和3年11月10日（水）～11月22日（月）に下記宛先まで電子メールにて送付してください。

質問については応募資格を満たしている団体に限りです。電話やFAX、訪問等による質問は受けません。

質問内容及び回答については、上記受付期間終了後、速やかに市ホームページにおいて公開します。

【宛先】 西宮市立子育て総合センター

電子メール vo\_kosodate@nishi.or.jp

※質問票はホームページからダウンロードできます。

(3) 応募申請書類の提出

- ・ 提出期間 令和3年11月10日（水）～12月3日（金）※土・日・祝休日は除く  
午前9時～午後5時30分
- ・ 提出場所 西宮市立子育て総合センター  
西宮市津田町3-40（電話 0798-39-1521）

※ただし、応募申請書類は、必ず直接ご持参ください。郵送、メール等による書類の提出は不可。

## 10 応募上の注意事項

- ・ 提出期間終了後の応募申請書類の変更及び追加は、原則として認められません。  
ただし、市から指示した場合は除きます。
- ・ 応募に際して発生する経費は、すべて応募団体の負担とします。
- ・ 応募団体から提出された書類の著作権は、それぞれの団体に帰属します。  
ただし、市は、実施団体の指定決定の公表等に必要な場合は、事業実施計画書等の内容を無償で使用できるものとします。
- ・ 応募申請書類については、返却いたしません。
- ・ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を記載し、辞退届（様式 B）により提出してください。

## 1 1 失格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- (1) 応募申請書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期間内に応募申請書類の提出がなかった場合
- (3) 要項に違反又は要項を著しく逸脱した場合
- (4) 審査に関する不当な要求を行った場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 1 2 応募団体の審査

応募団体の審査については、西宮市地域子育て支援拠点事業実施団体指定審査会において応募申請書類及びヒアリング等により事業内容と応募団体の事業企画・実施能力等を審査のうえ、指定団体を決定します。

### (1) 審査方針

ア 応募団体の体制が十分で、その運営が適正であること。

- ・ 運営方針、組織体制等

イ 事業の趣旨、目的を十分に理解し、事業運営に強い意思を有するとともに子育て支援事業全般について良好な実績を収め、又は収める見込みを有していること。

- ・ 事業の理解度、事業実績、事業計画の内容等

ウ 事業の実施について、公平性、安定性、継続性のある円滑な運営が見込まれること。

- ・ 職員体制、事業実績、事業計画の内容、啓発活動、職員研修体制等、事業運営能力の有無

エ 事業を地域や関係団体等と良好な関係を築きながら運営するとともに利用者の信頼が得られること。

- ・ 地域連携の推進、利用者に対する対応等

オ 次の項目については、事業計画に基づく開設日数等が多い団体を加点することとする。

- ・ 週あたりの開設日数
- ・ 一日あたりの開設時間数
- ・ 土日開設の日数

カ その他特色のある独自の取組

(2) 応募資格及び応募申請書類の確認

応募資格及び応募申請書類は、市（子育て総合センター）が確認を行います。

(3) 審査方法

ア 実施団体の選定方法

西宮市地域子育て支援拠点事業実施団体指定審査会（以下、「審査会」という。）において、事業計画等を審査し、事業者を選定します。選定にあたっては、書類審査に加え、事業者の代表者等にヒアリング審査を実施します。なお、書類審査において、募集条件を満たしていないことが判明した応募事業者については、選定対象から除外することとし、ヒアリング審査を実施しません。その場合には、応募事業者にその旨を文書で通知します。

イ 選定の基準

(ア) ヒアリングの審査は、応募団体の事業責任者及び事業担当者等で事業内容に詳しい方を含む4名までの出席とします。なお、市が指定した日時でのヒアリング審査へ出席ができない場合は、選定対象から除外します。

(イ) 審査会において、「事業者の状況」、「事業計画」、「収支計画」、「事業内容」について評価を行い、市の求める基準に達している事業者の中から選定します。

(ウ) 応募者の評価が市の求める基準に達しない場合には、該当なしとなる場合があります。

ウ その他

市は指定事業者において、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、又はその他の事情により、適切な事業の実施が困難と認めるときは、実施事業者の指定を取り消すことができるものとします。

(4) 審査結果

結果は、審査を実施した全ての団体に令和3年12月下旬頃文書により通知します。実施団体に指定された事業者については、引き続き、補助金交付申請の手続きを進めます。

### 1.3 実施団体の決定及び業務開始までの流れ

(1) 募集要項の配布

＜配布期間＞令和3年11月10日（水）～12月3日（金）

下記、配布場所に取りに来ていただくか、市ホームページにおいてもダウンロード可能です。

(2) 質問の受付（口頭による質問は不可）

＜受付期間＞令和3年11月10日（水）～11月22日（月）午後5時30分

(3) 応募申請書類の提出（直接持参のこと。メール、郵送での提出不可。）

＜提出期間＞令和3年11月10日（水）～12月3日（金）午後5時30分 ※土・日・祝  
休日は除く

- (4) 書類審査 : ~令和3年12月中旬
- (5) 応募団体のヒアリング等 : 令和3年12月17日(金)午後 ※必ず出席してください
- (6) 指定候補団体の決定 : 令和3年12月下旬
- (7) 審査結果通知 : 令和3年12月下旬
- (8) 事業の開始 : 決定後、速やかに事業開始(遅くとも令和4年3月末までに事業開始)

#### 14 配布場所・問い合わせ

西宮市立子育て総合センター(西宮市こども支援局こども未来部子育て総合センター)

所在地: 西宮市津田町3-40

電話: 0798-39-1521

FAX: 0798-35-8001

E-mail: vo\_kosodate@nishi.or.jp